

# 東京23区における法律相談事業

法律相談は、弁護士の本来的な業務である。弁護士法第74条2項は「弁護士又は弁護士法人でない者は、利益を得る目的で、法律相談その他法律事務を取り扱う旨の標示又は記載をしてはならない。」（非弁護士の虚偽標示等の禁止）と定め、法律相談が「法律事務」の典型的なものであることを当然の前提としている。

弁護士会がかかる法律相談事業に力を入れるということは、これを市民の側から見れば、「司法アクセスの拡充」となり、他方、これを弁護士・弁護士会の側から見れば、「業務の拡大」となる。弁護士会

が行っている法律相談事業に関心がある会員も多いと思われる。

そこで、今月号の特集では、本会が東京23区内で行っている法律相談事業の現在・過去・未来を探る。そのためには、東京三会、法テラス、地方自治体の各法律相談の検討も不可欠である。

今月号の特集によって、本会が行っている法律相談事業の概要を広く知っていただき、今後これをどうやって運営していくのかについての会員各位の関心が高まることとなれば幸いである。

（臼井 一廣）



## 座談会「東京23区における法律相談事業」

【日 時】 2011年3月17日(木) 午後2時

【場 所】 東京弁護士会 来賓室

【出席者】 法律相談センター運営委員会

2010年度委員長 角田 淳 (38期)

2011年度委員長 安藤 建治 (43期)

日本司法支援センター(法テラス)

東京地方事務所 事業部長 阿部 圭太

2010年度法律相談担当副会長 上田 智司 (38期)

広報室嘱託(司会) 臼井 一廣 (55期)

### CONTENTS

- 1 はじめに
- 2 東京で法律相談を受ける
- 3 各相談センターの概観
- 4 他の組織との関係
- 5 相談数の減少とその対策  
(力を入れている取り組み)
- 6 東京における法律相談の未来
- 7 まとめ

\*敬称略／肩書きは2011年3月17日現在

## 1 はじめに

**司会：**本日は大変お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。本日は東京23区で行われている法律相談事業の現状と未来に関して、造詣の深い方々にお集まりいただいております。まず、法律相談担当の上田副会長より、本日の趣旨説明をお願いいたします。

**上田：**担当副会長の上田でございます。本日はいわば1つの曲がり角に来ている法律相談事業について今後どういう改善策を取っていくべきなのか、またいろいろなニーズを十分に吸い上げているのかについて、法テラスからは阿部さん、当会からは法律相談センター運営委員会の現委員長である角田さん、次年度の委員長予定者である安藤さんにお集まりいただきました。忌憚のないご意見を伺って今後に役立てたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

## 2 東京で法律相談を受ける

**司会：**まず、法律相談を受けたい人がいるといたしまして、東京では、どこに相談に行けばいいのでしょうか。平成22年度法律相談センター運営委員会の委員長である角田さん、お願いします。

**角田：**単純に列挙しますと、まずは個別の法律事務所。市民の方がご存じの法律事務所に行きます。法律事務所あるいは弁護士を知らない方は、区役所、市役所による行政相談としての法律相談に出向くということがございます。ホームページ等で調べて法テラス、あるいは弁護士会に直接出向く方もいらっしゃいます。

**司会：**諸機関には、横の連絡、横の連携はありますか。

**角田：**まず地方自治体との関係では、東京三弁護士会（以下「三会」という）は、地方自治体との協議会を年1回持っております。この協議会には、後でお話する地区法曹の方にもご参加いただいております。さらに、法テラスとの関係では、その東京事務所の方と三会でLC協議会と称する協議会を持って運営の調整を行っております。それから、消費者センターとも定期的ではありませんが接触を持ったりしております。さらに、東京都の知的財産総合センター、商工会議所等との協議会を定期的に持っております。

**司会：**協議会というのは具体的にどんなことを協議されるのでしょうか。

**角田：**法テラスとの関係では弁護士会が法律相談担当弁護士を派遣しているというような関係でその派遣の関係、あるいは弁護士会四谷法律相談センター（以下「LC四谷」という）と同じ場所で法テラスはやっていますので、その辺の調整等をやります。それから地区法曹と自治体との協議会では、弁護士会の法律相談事業をご理解いただいて、自治体の法律相談だけでは最終解決にならない方を弁護士会にご案内してほしい等のお願いをしております。

**司会：**上田副会長、本年度の理事者は地方自治体が行っている法律相談に関して、何か新しい試みをなさったと聞いておりますが、具体的に教えていただけますか。

**上田：**各自治体が区の法律相談を実施しております。その中で弁護士会がどういう形でその区の相談にかかわっていき、区民サービスの向上に役立てていける



2010 年度法律相談担当副会長  
上田 智司

のか。そういう観点から、理事者全員が各区の相談担当者を直接訪問して意見交換をして、区の方でどういうニーズがあるのか、またはどういうことを望んでいるのか、それに対して弁護士会としてどういう協力をしていけるのかということを、いろいろ検討させていただきました。これはまったく初めての試みで、会長以下理事者全員が手分けして23区、さらには多摩地区全域の市町村も回りました。

そういう中で、区の相談者が直接事件を受任していただきたいというような場合に、それに対応できるシステムをつくることも必要ではないですかというご提案をしました。それに理解を示されている区もありましたが、まだ区民サービスという点では法律相談を担当した弁護士が直接事件を受任する（以下「直受」という）というところまでは考えていないという区もありました。その辺を今後は詰めていく必要があろうかと思っております。信頼関係を築く上での交流というのは、次年度以降もおそらく続けられるのではないかと思っております。

**司会：**自治体の法律相談では、地区法曹が大きな役割を担っていると伺っております。次年度の法律相談センター運営委員会委員長に就任予定の安藤さん、この点をご説明いただけますか。

**安藤：**私は地区法曹であります板橋法曹会の本年度の代表幹事もしております、板橋区との関係で法律相談担当者の推薦等々をさせていただいております。各区によりまして、その地区法曹と各区の自治体との関係はいろいろです。ほとんど地区法曹の実態がないようなところもあれば、非常に区との関係が強く弁護士会がなかなか区と交流を図れないというような区もございます。板橋区は、葛飾区に次いで、

区の法律相談から担当の弁護士が事件を受けるという直受の制度を取り入れ、2年目です。

ちなみに、各区に簡裁があったところに、区在住の弁護士、あるいは区に事務所がある弁護士が組織だってつくられたのが地区法曹であると、歴史的経緯については聞いております。その後、それがそのまま維持されているところもあれば、必ずしも在住に限らずに、たまたまその当時おられた有力な弁護士の関係で入れ代わりがあって、区と直接関係のない弁護士で構成されているというところもあるようです。

**上田：**東京との比較で言いますと大阪では、自治体の相談をすべて弁護士会がやっていて、地区法曹にあたる組織はありません。東京では、弁護士会が3つあるという特殊性もあって、地区法曹が区の相談を担当しているケースが多いですね。そういう中で、三会で直接派遣しているのは、大田区と中央区だけです。それ以外は、地区法曹がその区の相談を担っているという関係にあります。

そういう中で地区法曹がご担当になっている区でも、板橋、葛飾では直受が可能ということでワンストップサービスを実現していますが、それ以外のところは事件依頼を希望される方を弁護士会へという案内をするだけで、それが途中で切れちゃっている。そこで、地区法曹の方々と直受できるような体制で区民サービスを向上できないだろうかということで、本年度、足立区、台東区、北区のそれぞれの区の地区法曹の方々との間で、弁護士会の司法アクセス協議会という組織が主催者となって懇談会をやり、直受体制への移行を検討しています。

今回、私ども東弁の理事者が23区と多摩地区を訪問したわけなんですけれども、三会が常に情報交換して、私どもが三会の宣伝マンとして行って、最終的

には三会が区と提携したいんですという話をしました。そういう意味では三会ばらばらではなく、統一的に区との連携を図っています。

**司会：**角田さん、弁護士会の行っている法律相談の件数と、相談者の弁護士会へのアクセスの概略を説明していただけますか。

**角田：**統計的なものを見ますと、三会で行っている法律相談の件数が平成21年度で3万4,284件でございます(11頁【図表2】参照)。そのほか、東弁、一弁、二弁の各会が単独で行っている相談件数が約1万1,351件。合計で4万5,635件ほどあります。どういきっかけて弁護士会の法律相談に来るのかというと、地方自治体からの紹介、それから法テラスからの紹介、あるいは最近はホームページを見てこの弁護士会の相談に来ましたというのが増えています。きっかけの大きなところはだいたいその3つ、そのほか消費者センター、知人の紹介、弁護士あるいは弁護士会の紹介ということで、法律相談に来られる方も結構あります。

**司会：**直受率は何パーセントぐらいですか。

**角田：**クレサラ相談で50%程度、一般相談だけに限定しますと、おそらく10%はないと思います。

**司会：**法テラス東京の事業部長の阿部さん、法テラスの相談件数と法テラスへのアクセスを教えてください。

**阿部：**昨年度は東京全体で約4万人の方が法律扶助相談をご利用になりました(12頁【図表3】参照)。自治体と福祉事務所を併せたものを地方自治体というふうに考えると、51%は地方自治体からの紹介です。

続いて最近年々増えているのがホームページなどを見て来られた方で12%、それから弁護士会あるいは弁護士さんから聞いて来たというのが9%、知人、友人から聞いてというのが8%という割合になっております。

**司会：**弁護士会と法テラスは、こういったときに、どのようにお互いが相談者を紹介しあうのですか。

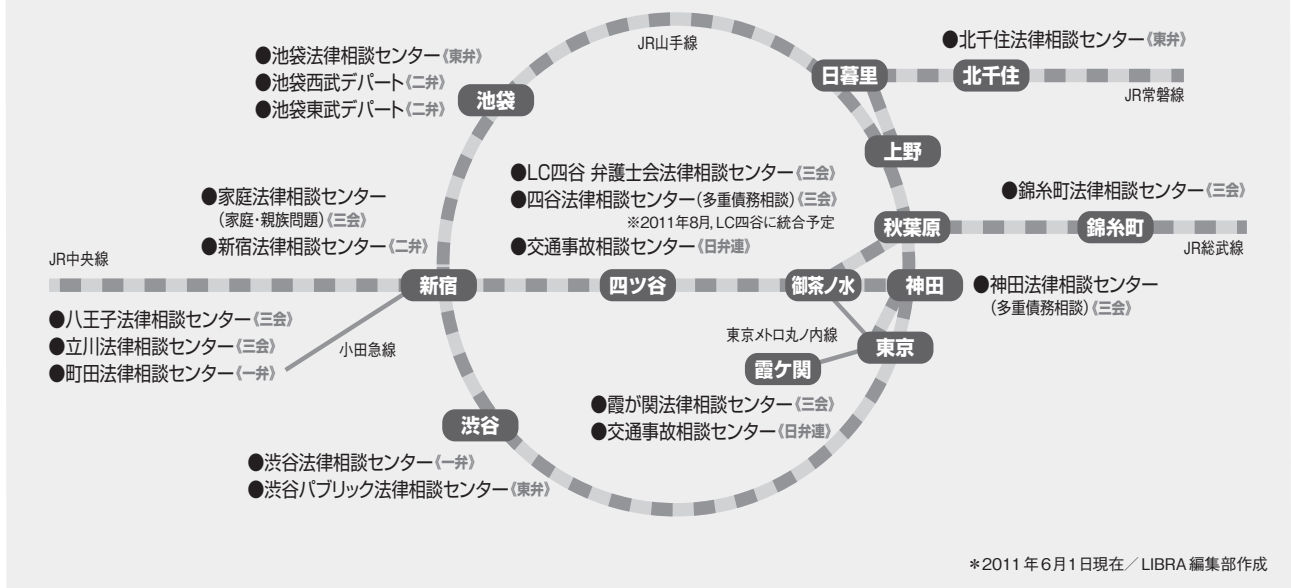
**阿部：**法テラスで扶助相談を利用できる方について収入面で制限がございますので、この収入の基準を上回る方については、弁護士会の相談センターをご案内するということになっております。コールセンターとは別に法テラス東京で情報提供を行った結果、扶助該当で法テラスの無料相談を紹介した方が約6,000件強あり、次いで弁護士会を紹介した方が約3,000件あります。これに日弁連の交通事故相談センターをご紹介する方を合計したものが法テラス東京が弁護士会関係の相談センターをご紹介したということになります。比率で言うと、全体の3割弱ぐらいになります。これらについては法テラスの方から弁護士会の相談センターをご案内しているということでございます。

**角田：**お話が出ました法テラス東京からだけではなく、コールセンターから紹介を受けたというのも弁護士会の分類としては法テラスからの紹介に入れておりますので、そこからの紹介が結構多いと思います。

また、東京23区における地域司法計画<第二次計画>では、23区の法律相談の件数が約4万件と聞いております。これは自治体の相談は相談の枠自体はほとんど変わっていないので、枠いっぱいの相談を実施しているけれども増えてはいないというような状況のようです。



【図表1】弁護士会法律相談センター MAP



### 3 各相談センターの概観

**司会:** 続きまして、弁護士会が運営している法律相談センターについてお尋ねします。安藤さん、法律相談センターの置かれている場所、相談の種類についてご説明いただけますでしょうか。

**安藤:** 大別すると、三会が共同で運営している法律相談センターと、各会が単独で運営している法律相談センターがございます。【図表1】をご覧ください。

それから弁護士会が運営しているという広い意味でとらえれば、日弁連交通事故相談センターも含まれます。

**司会:** 相談センターの運営というのは、いったいどのようななされているのでしょうか。運営方法等を教えていただきたいのですが。

**安藤:** 三会のものと単独のもので違います。各会が単独で運営しているセンターについては、各会の法律相談センター運営委員会が原則として運営しているという形になっています。ただし、現実としては嘱託職員の方々、あるいは東弁の職員さんが担当で見えておられます。

三会はどういうふうに運営しているかと申しますと、「東相協」と略称される東京法律相談連絡協議会という三会の協議会がございまして、その協議会の三会の合意の下でその三会運営の法律相談センターは運営されています。この三会のセンターも、現実的には所長をはじめとする職員の方が管理運営をされています。

**司会:** なぜ三会が一緒に運営しているものがあるのですか。

**角田:** 一般市民から見れば、三会に違いはないんですね。弁護士さんに相談を受けたいということだけなので、現在の会館の1階に共同の受付窓口を設けて、それで運営をやったというところが始まりで、その運営をやるための組織としていわゆる東相協というものができたという経緯があります。

これについては、交通事故についても同じ窓口でやっていましたので、日弁連交通事故相談センター東京支部も東相協のメンバーになっております。その後、平成18年に扶助協会が法テラスに組織替えをして、いわば国の機関になったものですから、法テラスはこの東相協から脱退をして、今の三会と交通事故相談センターの4者で成立しているのが現在の東相協ということです。

**安藤：**私から、法律相談センター運営委員会の組織を補足してご説明します。各会たぶん同じような組織になっていると思いますけれども、全体会という運営委員会があって、その中に各種の部会がございます。東弁の場合は、法律相談センター運営部会、それからクレサラ部会、広報部会、紹介センター運営部会と審査部会です。それぞれその名称どおりの活動を基本的にやっているということだと思いますけれども、法律相談センター運営部会がそういう意味では一番広くて、運営全般を扱っているという形になるかと思います。

**司会：**各相談の枠の担当者が決まるプロセスを教えてください。

**角田：**応募された会員の中から、基本的には抽選その他公平な方法で選ぶということになっております。平成22年度の例で言いますと、応募された会員は1,900人強で、東弁の会員数からすると約30%に相当します。これをどのような形で選ぶのかということですが、一般相談については基本的にコンピューターによる抽選で選んでおります。ただ、一般相談をやるセンターがかなりあり、センターごとに抽選で選ぶということになると、例えばLC四谷と霞が関と錦糸町、北千住とか、複数当たってしまうという方がいらっしゃるものですから、ある程度回数を限定して、なるべく多くの方にやっていただくというような形で選んでおります。コンピューターで自動的に選ばれた方につき、その後、事務局が、基本的には名簿の順番に従って配点する作業をします。

さらに特別相談になりますと、こちらについてはある程度その分野の能力が必要だということで、各関連委員会の意見を聞いて選任しますし、家庭相談に

ついては、研修を年に2回以上受けるということが要件になっております。そういう形で選びますので、必ずしも抽選だけではないということになっております。クレサラ相談につきましては、従前は、会員の担当希望回数を聞いた上で、希望された方は全員にやっていただくというような運用でやっていましたけれども、ここに来てクレサラ相談が極めて少なくなっているのので、こちらも基本的には抽選で担当者を平等に選び、平等に割り振っています。

#### 4 他の組織との関係

**司会：**法律相談センターとは別に弁護士会紹介センターというのがあるそうですが、2つのセンターはどういう関係にあるのでしょうか。

**角田：**今の切り分けとしては、法律相談センターで扱わないような特別な相談を実施しようということで弁護士会紹介センターが始まっております。事業者、自治体等向けの部門の相談、それから個人や企業等向けのいわゆる特別な分野の相談ということで、ある程度専門性を持ったものについて、会員に専門性の有無を確認した上で登録していただいて、いわば特殊な相談を実施しているということです。

ただ、ありふれた相談でないために、相談件数は今、極めて低いという状況です。これを今後どうするか、各委員会あるいは法律研究部等で実施している相談との兼ね合いは、今後とも検討の必要があるのだらうと思います。法律相談センターの関係で言えば、自治体への弁護士の派遣は、法律相談センターが従来は担当していたのですが、これを紹介センターに移して、紹介センターがその分野の仕事もしているという状況です。

**安藤：**法律相談センターには、本来的に、「法律相談というのは面接相談で行う」という基本的な考え方があります。それに対して、センターにわざわざ行かないでも弁護士を紹介してほしいという社会のニーズがあるのではないかとということで、紹介センターが立ち上がってきたという理解です。

ただ、面識のない弁護士と相談者が直接面談をすると何らかのトラブルが起きるのではないかと、そういうときのノウハウを一番持っているのが法律相談センターではないか、ということで、紹介センターの立ち上げに際して法律相談センター運営委員会が運営をお引き受けしたという歴史的背景があったように理解しております。

**角田：**現状からすると、専門の弁護士を紹介してほしいというニーズがあります。何の弁護士の紹介かというと、離婚の専門の弁護士を紹介してほしい、不動産専門の弁護士を紹介してほしいと。法律相談センターでやっているようなことなので、やはりその紹介センターで弁護士を紹介してほしいというニーズはかなりあると思うんですね。ただ、今の紹介センターがそういうニーズに合っていないということで、その辺を今後考えざるを得ません。

**司会：**あともう1点、東京パブリック法律事務所などいわゆる都市型公設事務所と、弁護士会の法律相談センターとの関係はどうなっているのですか。

**角田：**これは、各パブリック、公設事務所の位置付けにもよりますので、個別に説明します。東京パブリック法律事務所は都市型公設事務所ということで位置付けられていまして、その公設事務所に付属するものとして、東弁単独で法律相談センターを設置して

います。その中で事務局的にはパブリック法律事務所の事務局が法律相談センターの事務局も兼ねるという中で、一定限度はパブリック法律事務所の弁護士が担当するというのを、パブリック事務所と弁護士会で協定を結んで実施しています。

それから北千住パブリック法律事務所は、基本的には場所が一緒ですけれども、事務局については別々にやっておるということで、基本的にはこちらについては組織としては独立してやっております。渋谷パブリック法律事務所については、事務局自体はパブリック事務所の事務局が法律相談センターの事務局も兼ねているということです。多摩の法律相談センターは、公設事務所と別途に先にもうすでに法律相談センターができておりますので、これは別途ということで運営されて、場所も別です。

**安藤：**私から少し補充させていただきますと、そもそもその池袋法律相談センターを東京パブリック法律事務所と併設したのは、パブリック法律事務所を池袋につくるに当たって、事件がどの程度来るのか、公設事務所として運営ができるのかというような心配を当初されていて、それで法律相談センターをそこで開業することによって、需要が起きるだろう、そこで仕事が出てくるという部分があるだろうと。公設事務所に法律相談センターを併設していくというのは、新しい公設事務所をつくるときの1つのコンセプトではなかったのかと思っております。

**司会：**阿部さんにお尋ねします。弁護士会が行っていることとの比較において、法テラスが行っている法律相談事業の特徴はどこにありますか。

**阿部：**1点目は、先ほどもお話ししましたが、

法律相談センター運営委員会  
2010年度委員長  
角田 淳



法テラスの無料の法律相談は収入および資産が一定の基準以下である方のみが対象となります。これが一番大きな違いです。それから民事法律扶助の、弁護士費用の立て替えを受けたいということで、法律相談に来ている方が非常に多いということが言えると思います。

2点目は、法テラスへは地方自治体からの紹介が半分以上ということでございますけれども、自治体の窓口で一度スクリーニングというか説明を受けて、法テラスに行った方がいいよということで来る方が多いため、弁護士に依頼したいという意識で来られる方が多いというのが1つの特徴だと思います。

その意味では先ほど受任率のお話がありましたが、法テラスの事件、法律相談からの受任率はだいたい全体で言うと35%ぐらいになります。クレサラで6割強、一般事件でもたぶん2割ぐらいは受任に至っているのではないかと、私は推測しております。

3点目は、資格要件をみたま方が多いということとも関連して、高齢の方、障がいやご病気をお持ちの方というのが、弁護士会の相談センターにいらっしゃる方よりは比率としては高いと感じております。相談の内容も、相談者との対応の仕方も、特別な配慮が必要なケースがあります。

**司会：**先ほど一般事件とおっしゃっていましたが、東京家裁では、法テラスができた後、家事事件、特に離婚等で代理人が付く率が増えたそうです。相手方が弁護士を付けたのなら私も付けたい、法テラスに行けば弁護士さんを紹介してもらえますという説明を受ければ、じゃあ法テラスに行こうか、ということが起こっているようです。今おっしゃった「一般」の中には、家事事件も入っていますか。

**阿部：**入っています。一般事件の中でやはり一番比重が高いのは家事事件です。平成21年度の相談分類では、多重債務は40%、次いで家事が26%、次いで金銭16%という割合で、クレサラも多いんですけども離婚事件も相当の比率を占めているということになります。

私は、法律扶助協会が旧日弁連会館にあったときから民事法律扶助をずっと担当しておりますが、十数年前と比較すると弁護士費用等の立て替えの予算も増えていることと、弁護士さんの意識も少し変わってきたのかもしれませんが。法律扶助協会の時代には、予算が大変制限されており、調停事件であれば「自分でできるから弁護士を付けないでやりなさい」と相談の段階で案内をしていたケースも多々ありました。当時と比較すると最近予算額も格段に増えて必要な案件は調停から援助できる環境にあることと、調停の段階から弁護士さんが必要だろうと思われる事案も増えているのではないのでしょうか。家裁の方からは調停の段階から扶助事件で代理人が付いているケースが増えているのではないかと見えるのは、そういった背景があつてのことと考えます。

**司会：**今との関連で、弁護士会の家庭法律相談センターでは、法テラスができた後、事件ごとの相談数に変化はありましたか。

**角田：**離婚事件で妻側というのは結構増えています。弁護士会は家事事件だけでなくすべての事件について、扶助持ち込みを原則とするということが規則にも書いてあります。ですから、相談だけの件数ですけども、いわゆる扶助事案、その中に持ち込み事案が相当あると思います。

私は法テラス審査委員をやっているのですが、調停



の段階でも費用が掛かるのです。立て替えとはいえ、結構な費用が掛かる。費用が掛かってこの見通しとしてこれがどうなんだ、訴訟になるようなことなのか、今付けた方がいいのかとかなり気を遣いますね。例えば、法テラスの立て替えは、今、調停で15万円弱ですね。それが不調になり人事訴訟ということになると、さらに費用が掛かります。離婚事件で30万円を超えるということになると、結構な負担になるんです。ですら法テラスを利用するとしても、相談者から言えばそんなに安くはないだろうと思います。

**司会：**離婚相談の方は、すぐにでも弁護士さんを頼みたいという感覚なのですか、それともアドバイスだけくださいという感覚なのですか。

**阿部：**ある程度しっかりしていっちゃって、弁護士の法律相談を受けて、「じゃあ、しばらく自分でやってみます」という方ももちろんいらっしゃいますが、離婚の中には一定程度DV絡みの事件であるとか、ご自身がいろいろなダメージを受けている方もいらっしゃるの、調停から代理人を付けていきたいという方もかなりの割合でいらっしゃいます。

**安藤：**「扶助制度、代理援助制度があるから弁護士費用は当面工面できなくても事件を依頼できますよ」と説明するのです。「将来的には分割払いでそれを返済するんだけど、場合によっては返済を免除してもらえる」というようなことを説明すると、大方の方は「だったら今から付いてほしい」と答えます。不安であるし、相手方には付いている、自分には付いていないということで、その制度が使えるのであればそれは付いてほしいという人が、圧倒的に多いと思います。

## 5 相談数の減少とその対策 (力を入れている取り組み)

**司会：**続きまして、法律相談センターでは、弁護士会法律相談センターの相談が減少しているという問題認識を強くお持ちなのですか。

**角田：**これについては、確かに減少の傾向にあります。平成22年度はまだ統計的には1月までの数字しか出ていませんが、おそらく東相協の数字としては3万件に満たないと思います。各会の単独相談で約1万件、すべて含めても4万件ぐらいいかなという、例年に比べて5,000件ぐらい減るのではないのかなと思います。基本的にはクレサラが減っております。年々減っております。今、四谷、神田、錦糸町の3カ所合計の相談件数が、平均で月に600件ありません。

**司会：**センターとしてはその原因をどう分析していっているのですか。

**角田：**1つはマスコミ等テレビ宣伝をしているような法律事務所の存在、普通の弁護士のホームページでのクレジット・サラ金相談をやりますという広告などにより、クレジット・サラ金相談が一般的な弁護士の業務になってきていることがある程度知れわたってきたことが基本的な原因だと思います。法律相談センターの委員会の中には、法テラスが大々的に宣伝をやっているからだというようなご意見もありますけれども、それだけではないだろうと思います。

そのほか、例えば労働相談も基本的にはこれも減少気味ですが、ほかの相談に比べれば減少率は低いです。これについては、東京都の無料相談やハローワークの無料相談にはかなりの数の方が来ているんで

【図表2】弁護士会 法律相談センター相談件数一覧

## 東京三会(東相協)運営センター

|          |        | 2006 (H18) | 2007 (H19) | 2008 (H20) | 2009 (H21) | 2010 (H22) |
|----------|--------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 霞が関      |        | 6,577      | 4,539      | 4,167      | 3,648      | 3,150      |
| LC四谷     |        | 3,735      | 7,177      | 6,793      | 6,059      | 5,003      |
| 交通事故     |        | 3,997      | 3,913      | 4,540      | 4,696      | 4,411      |
| 家庭       |        | 4,562      | 4,510      | 4,246      | 3,956      | 3,266      |
| 四谷(クレサラ) |        | 7,204      | 5,545      | 4,549      | 3,491      | 2,887      |
| 神田(クレサラ) |        | 4,896      | 3,997      | 3,116      | 2,651      | 1,964      |
| 錦糸町      | (一般)   | 2,211      | 2,164      | 2,106      | 1,916      | 1,792      |
|          | (クレサラ) | 4,409      | 3,946      | 3,555      | 2,870      | 2,132      |
| 八王子      |        | 2,383      | 2,310      | 2,080      | 1,561      | 1,373      |
| 立川       |        | 3,147      | 2,940      | 3,007      | 3,057      | 2,662      |
| 町田       |        | —          | —          | —          | 379        | 381        |
| 三会合計     |        | 43,121     | 41,041     | 38,159     | 34,284     | 29,021     |
| (内、クレサラ) |        | (16,509)   | (13,488)   | (11,220)   | (9,012)    | (6,983)    |

## 東弁運営センター

|             |        | 2006 (H18) | 2007 (H19) | 2008 (H20) | 2009 (H21) | 2010 (H22) |
|-------------|--------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 池袋          | (一般)   | 1,902      | 1,968      | 1,891      | 2,291      | 1,971      |
|             | (クレサラ) | 1,154      | 1,260      | 1,169      | 999        | 925        |
| 北千住         | (一般)   | 1,181      | 1,135      | 1,218      | 1,356      | 2,139      |
|             | (クレサラ) | 1,159      | 1,310      | 1,169      | 1,153      | 1,434      |
| 渋谷<br>パブリック | (一般)   | 244        | 236        | 238        | 235        | 252        |
|             | (クレサラ) | 86         | 85         | 68         | 82         | 102        |
| 東弁合計        |        | 5,726      | 5,994      | 5,753      | 6,116      | 6,823      |
| (内、クレサラ)    |        | (2,399)    | (2,655)    | (2,406)    | (2,234)    | (2,461)    |

※霞が関、北千住、渋谷パブリックセンターの相談件数には一部扶助案件が含まれています。

\*法律相談課作成

すけれども、それに比べて弁護士会の法律相談ということになると、なかなかそこまでは来られないという、来ないという現実があるようです。

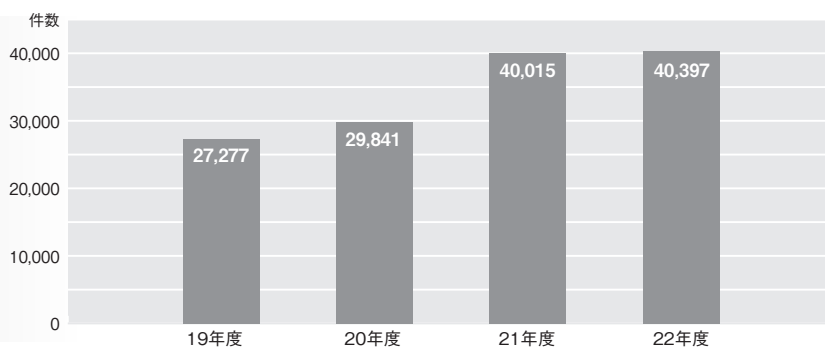
全般的にほかの相談を見ても減っているということ、原因が何かということはいづらいのですけれども、潜在的には問題を抱えているけれど相談をする必要性までは感じていない方や忙しいから相談に来られない方も多いのではないのでしょうか。

**司会：**歴史的には、法律相談センターを立ち上げたときには、弁護士会は、個別の事務所でできないことのセーフティーネットとして法律相談を始めたようで

す。相談数が減っているということは、いいか悪いかは別として、個別の事務所で積極的に相談を受ける弁護士が増えているわけですから、ある程度、弁護士会の法律相談の役割は終えたという側面があるのではないのでしょうか。今は、業務対策と言ったらちょっと語弊があるかもしれないですけれども、むしろ法律相談を担当したいと思っている会員が増えていて、そのための法律相談という側面もあると思います。弁護士会がかかわることによって「公平」「安心」「信頼」を確保して、積極的に弁護士会の法律相談は増やしていくべきなのか。路線としてはどのようにお考えなのか。

【図表3】  
法テラス 扶助相談実績の推移

\*資料提供：日本司法支援センター（法テラス）  
東京地方事務所



**角田：**現実には相談数は減っています。他方、相談を担当したいと思っている会員が年間200人、300人単位で増えています。法律相談センターに行けば受任につながるのではないかと希望されている会員がかなり増えているというのも現実ですので、ある程度今の需要を掘り起こすというようなことが必要だと思います。クレサラ相談も、もともとはボランティアから始まったような相談だと思います。それが過払い問題が出てきて、普通の業務というかむしろやりたい業務に近いような形になっていった。ただ、今、クレサラ事案については、武富士の問題も含めて大手の業者についても、訴訟で勝っても必ず取れるというような状況でもなくなってきました。やはりこのクレサラ相談も、回収すべき過払い金もなく、例えば法テラスに扶助持ち込み事件処理をするような事案が多くなりつつあるのではないかと私は思います。

**司会：**【図表3】によれば、法テラスとしては、相談数は平成20年から比べたら増えているという現状認識なのですか。

**阿部：**過去3年で見るとかなりの比率で伸びてはいるのですが、昨年度から本年度にかけては微増という状況です。

実は、法テラス開業当初は、扶助協会時代から比べ件数が減少したのです。4年前に落ち込んで伸び悩んで、やっと今盛り返してきているところとも考えられます。

**司会：**平成20年から21年にかけて法律相談の件数がぐんと増えています。その原因を法テラスではどのように分析していらっしゃいますか。

**阿部：**いろいろな自治体の関係の会議とかに出ていると、法テラスの認知度がこの3年ぐらいでかなり上がってきたということを実感します。4年半前の法テラス開業時は、扶助協会がなくなり、無料の扶助相談がなくなったと思っていた自治体関係者が非常に多かったんです。だから窓口に来た人を無料相談に回したものの、法テラスができたということもあまりよく分からない、どこにあるかも分からない、回し先がなくて困っていたところがありました。法テラス東京ではここ2年ほどいろいろな自治体の消費者センター、福祉事務所、社会福祉協議会、区民相談の窓口の担当者の方等をお招きし懇談会や協議会みたいなのを少しずつやってきました。また、自治体の職員向けの研修等にも講師として出向き、自治体の会議とかにも出て説明してきた結果、だんだん周知が図られていった結果じゃないかなとは考えています。

**司会：**先ほど角田さんから掘り起こしという言葉がありました。法律相談の件数は、今後、増やせるのでしょうか。

**阿部：**増やせると思います。今日簡単にご紹介したかったのは法テラスの本部で行った法律扶助のニーズ調査です。この調査は平成20年に実施され、平成22年3月に報告書がまとめられたのですが、一般の方を対象にした一般調査と、扶助の利用者の調査と、路上生活者の調査と、3つの調査からなるものです。一般対象の調査をしたところ、過去5年間で5人に1人の方は何らかの法律問題を経験していたことがわかりました。ところが実際に相談行動に出た人は意外に少なく、相談はしたけれども弁護士以外に相談したという人が比率としてすごく高かったのです。本当はその人たちに法律相談に行ってほしいのです。それは

日本司法支援センター(法テラス)  
東京地方事務所 事業部長  
阿部 圭太



法テラスだけでなく、相談センターとしても課題だと思いますし、その辺の掘り起こしは今後もますます必要だと思います。この調査の結果、全国で法律相談のニーズが200万件から300万件あり、そのうち扶助相当の案件も60万件から80万件あると推測されました。実際に今、扶助相談で対応できているのはその3分の1とか4分の1しかないということになります。弁護士会の法律相談にたどりついていない方もまだまだたくさんいるということになります。

**司会：**安藤さんにお尋ねします。やはり法テラスのこの調査等で、どうも法的ニーズはありそうだが、後はどうやってこれを法律相談センターに導くかということが弁護士会の課題になるのですか。

**安藤：**今の数字自体が全国統計だということで、東京の抱えている問題と違うのではないかなとも思います。東京にいる弁護士の数は、東京以外の地区と比べ圧倒的に多いと思うのです。私は基本的には、司法アクセスの問題であって、都市型のアクセスの問題と地方型のアクセスの問題というのは違って、ニーズがあっても弁護士のところに行っていないというのは、それは地方の問題なのではないかと。弁護士がそういうものはやらないから、弁護士以外の人たちがやっているところへ相談に行っているというのが多いかなと思ってはいます。東京では需要のある人が、自分が行くべき弁護士に巡り当たっているのかどうかというのは、そこは自信があるわけではないですけども、そんなに迷路に迷い込んでいるわけでもないのかなという気はしています。

**阿部：**このニーズ調査自体は、都市規模別でも集計をとっています。法律問題に関する相談状況は、実

は意外な結果を示しています。都市規模別の大都市、中都市においては、第一順位の相談者として「家族・親戚」の割合が最も高いのですが、小都市・郡部ではその割合が下がり、むしろ「弁護士・司法書士」への相談割合が高くなるという結果が出ています。弁護士が多いから、司法アクセスが十分かということでもないことを示しており、それは東京における司法アクセスのあり方を考える材料にもなるのではないのでしょうか。

**司会：**あるかもしれないニーズに対して、弁護士会が新しい試みを始めたと聞いています。角田さん、ご説明をお願いします。

**角田：**平成22年度にやったものとしては、まず、民事家事当番弁護士があります。これは刑事の当番弁護士のように弁護士が相談者のもとに出向くのではなく、法律相談で一定の要件の、要するに民事家事案を抱えている人、つまり現実には裁判所に行って本人訴訟をやるような方について無料相談をやることを試みました。三会が共同で運営しているLC四谷、霞が関、錦糸町、家庭センターの4つの法律相談センターで実施し、また、クレサラセンターについては、もともとクレサラ相談は無料ですのでこれはもう範囲外ということで実施しました。

需要がだいたい1ヶ月に60～70件ぐらいありまして、ほとんど広報をしていません。ただ、裁判所にはこういう方がいたら無料ですのご案内してくださいということをお願いしましたところ、結構な需要があります。それで片や、弁護士サイドからすれば、裁判所で裁判になっていると、もう事件になっているという事案ですから、受任率も結構高い。これは15～16%の受任率があります。そういうことなので、平成23





法律相談センター運営委員会  
2011 年度委員長  
安藤 建治

年4月から制度化して、すべての法律相談センターで実施するというので、今、準備しております。

それから、仕事が忙しくて来られないというような方がいらっしゃるだろうということで、錦糸町法律相談センターと神田法律相談センターで、夜間相談というものを試みて実施しております。まだこれは平成23年度も試みでもう少しやってみるということなのですが、これも相当の需要があると思います。ただしこれは、広報をどうやるかというのが非常に課題だと思います。

**司会：**1年ほど前に家裁の書記官さんから聞いた話なのですが、昔だったら窓口相談に来たときに、「すぐその弁護士会館に行けば相談に乗ってくれる」と言えたのだけれども、今はどう言ったらよいかわからないと。裁判所にはなにかアプローチをしているのですか。

**角田：**裁判所は有料の相談資料は置かないというのが基本的な姿勢ですので、法律相談センターについても一応こういうのがありますよということは口頭ではご案内していただけるのですが、弁護士会の作ったパンフレット等は配布されません。それも意識して先ほどの民事家事当番弁護士を始めました。裁判所の方にも、こういう制度がきちんとできた場合には、パンフレットを作ってご案内しようと思っています。

**司会：**広報の問題で言いますと、例えば裁判所との連携ということで、裁判所が被告に対し訴状を送達するときに入れる説明の文書をどうするかについても、工夫がなされたと聞いていますが。

**角田：**現在、東京地裁の呼出状にLC四谷と法テラス東京の紹介文を載せてもらっていますが、きちんと

制度化した4月以降は、初回無料の民事家事当番弁護士制度をご案内いただこうと思っています。

## 6 東京における法律相談の未来

**司会：**最後になりましたが、東京における法律相談の未来像について、皆さんにフリーで語っていただきます。

**角田：**法律相談事業を活発化するという意味では、なかなか難しい時期に入っていると思います。1つ考えなくてはいけないのは、地域性です。相談の件数を見ますと、池袋法律相談センターと錦糸町法律相談センターは減少気味ですが、かなり安定しています。池袋法律相談センターであれば豊島区、板橋区、練馬区あるいは北区等の近辺の需要を確保している。錦糸町法律相談センターであれば、城東の4区が主な相談者の対象だということを考えますと、やはり地域に根差すということが重要だろうと思います。そうすると、東京の南部には法律相談センターがないので、そういうところにも、相談センターを設置する等の重要性があると思います。

**安藤：**法律相談センターの位置付けとしては、先ほど司会の臼井さんからもお話があったように、なかなか弁護士にたどり着けない人にどういうものを提供できるのかというセーフティーネットの視点が重要だと、私は思っています。

それから、法テラスの統計によれば、まだまだ潜在的には需要がある。これも東京でも同じだと考えると、場所の問題と、角田さんが今言われた地域性の問題と、あとは時間の問題があると思います。夜間相談を始

めてみたら、それなりの需要がある。仕事をされている人たちは、平日昼間には法律相談に行けない。高齢の方は都心まで行けないとか、四谷までは行きたくないけど池袋だったらバスで行けるとか。そういう人がいっぱいいらっしゃるようです。

夜間相談の次は、土日相談です。それをやれるのかやれないのか。職員さんの問題とかもありますが、需要があって行きたいんだけども弁護士のところにとどき着けない人たちには、そこまでやらないといけないのかなとは思っています。

**阿部：**需要の掘り起こしというお話もありました。ニーズ調査の報告書の中でも、実際に経験した法律相談と、今実績として上がってきている法律相談のジャンルにギャップがかなりあることがわかっています。報告書によれば、「どういう法律問題を経験しましたか」という質問に対する答えの上位には、福祉の問題であるとか、職場の問題とか、近隣問題とか、どちらかというとお金にならないような事件があがっており、人によっては「相談しても無駄だ」とか、「自分でできる」とか、「どうしていいか分からない」などのさまざまな理由で法律相談行動を起こさなかったということになっていると思うのです。

そういったものにどう対応していくかということについては、専門分野に関する研修を行い、相談を担当する弁護士を確保するという点では、弁護士会の協力なくしては対応できません。弁護士費用を用意できないという方については、法テラスで民事法律扶助の相談として対応ができますので、そういった意味ではぜひ多様なニーズに見合った対応ができるような体制と一緒に考えていきたいと考えております。

今、試行として行っている民事家事当番弁護士制度についても、法テラス東京も共催するなど、何らか

の形で弁護士会と一緒にやるということで、裁判所や地方自治体など外向けの働きかけ等についても、法テラスは何らかの協力ができるのではないかと思います。夜間相談も、今の法テラスの人的態勢では対応するのは難しいところがあります。そこで弁護士会の夜間相談に資力に乏しい方がいらした場合には、民事扶助の相談でできるような体制もつくっていく。そういう意味でぜひ、弁護士会と法テラスと一緒に考えていけるようなことをしていきたいと考えております。

**角田：**阿部さんが指摘された弁護士会とタイアップということなのですが、弁護士会がどういう形でタイアップするか。もともと法律相談センターが始まったのは、普通の弁護士さんがやらないようなことをやるとにかく困っている人を助けようということだったのですから、今後は、一般相談というよりも、高齢者とにかく光を当てるといふか、そういう特別相談が必要なのかもしれないと思っています。これは法律相談センターだけの問題ではなくて、オアシス等会内の他の組織とのタイアップが必要なのですが。

**上田：**これからは、法テラスさんと弁護士会がいろいろな意味でお互いに補い合う点がすごく出てくると思います。市民への法的サービスをどうやって充実させるかという目標はまったく同じなわけですから、お互いに補い合い、情報交換をすることによって、今ご指摘の眠っている事件を掘り起こしていく。扶助という制度もあるわけですし、最近では、弁護士費用を保険の中で賄うとか、いろいろな制度もできつつありますので、そういう中で「かゆいところに手が届く」法的サービスを実現できるのではないかと思います。

**司会：**弁護士会の組織が縦割りになっています。例えば、一般相談は法律相談課が担当しているけれども、特別相談の一部は人権課が担当している。

**角田：**そうなんです。多摩支部の法律相談は、例えば、高齢者の問題も民暴とかそういう問題も含めて、法律相談センター運営委員会が関わっています。本会は縦割りになっていて、我々もオアシスが何をやっているのか、民事介入暴力対策委員会が何をやっているのか分からないというようなところもあります。その辺はちょっと見直しを考えないといけないですね。

**安藤：**自治体の職員によく聞かれます。「要するに弁護士会のどこへ案内すればいいのか」と。法律相談センターの紹介という、ある意味、箱の紹介のイメージなわけですよ、「ここで法律相談をやっていますよ」って。本当は、細かく分かれているわけですよ。オアシスがあり、子どもの人権110番があり、法律相談センターの箱よりもっと専門性が高い受け皿がある。私が区の相談を担当したときには、「こういうところに直接行った方がいいよ」と案内しちゃうわけですよ、知っているからね。だけど、区の職員はそれを知らない。

**司会：**「とりあえず弁護士会のここに電話すればいいよ」、あるいは「弁護士会のこの建物へ行けばいいよ」という体制をつくれませんか。動線さえ引いてしまえば、後は弁護士会側でなんとかすればいい。それこそ「平日昼間なら、ここここ」、「夜だったら、ここ」、「土日だったら、ここ」と。

**上田：**それが理想です。

**角田：**ただ三会の問題があって、実現はなかなか難しい。例えば法律相談センターでも本当はどこかの、ここにかければ後は割り振ってもらえるとか、そういうところがあればいいんです。これはできないという現実がありまして。

**上田：**先ほど安藤さんが指摘された視点は、非常に重要です。例えば、「ここに行きなさい」と大きな総合病院を紹介する。そうすると、「あなたは胃が悪いんですね、では、消化器系へ」と全部割り振って、最適ところに誘導してくれればいいんです。弁護士会が大きな総合病院にあたります。区の職員も、「じゃあ、とりあえず総合病院に行きなさい。そこでちゃんと検査をしてもらって、一番いい処置を受けてください」と。それが理想です。

三会が協力して法律相談事業は三会統一で何かセンターを設けるとかできればいいのですが、財務の問題とかいろいろ絡んできますから。

**安藤：**しかも、オペレートすること自体が、難しいですよ。全部知ってなきゃいけないということと、事務の職員さんがどこまでできるかという問題があります。聞いた内容でその相談の仕分けをするのは、相当難しいことです。

**上田：**逆に、ベテランですべてのことを分かっている人、安藤さんとか角田さんのように法律相談センターの20年選手、30年選手で、スーパーマンみたいな人が交代で詰めていて、この仕分けをやってくれれば理想的です。

**角田：**これはまだ誰からも出ていない話なのですが、本年8月1日に、四谷のクレサラ相談センターがLC

広報室嘱託(司会)  
臼井 一廣



四谷に統合されますので、LC四谷に、今、言いたいわけゆるコンシェルジュみたいな、「ここに行けば何でもできる」、「ここに行けばどこへ行くかは少なくとも分かる」というような組織というか、何かをつくるべきだと思っています。

**阿部：**本当は、今、法テラスが構想している無料の初期相談構想（誰でも1回は弁護士・司法書士の無料の相談が受けられるようにするもの）では、角田さんがおっしゃったように、最初の振り分けですね、コンシェルジュみたいなのは弁護士さんがやる。あなたはここへ行きなさいとかいう最初の入り口の相談だけは無料で誰に対してもやりましょうというのが、構想の出発点であったのです。

**角田：**ただ法律相談では、1回相談を受けたらどうしてもその人に処理を依頼したくなります。その意味で、初期相談をやったら、その弁護士が直受に進んでいくという流れがどうしても出てくるのではないのでしょうか。

**安藤：**逆ルートがあればいいんですよ。そこでやってその有料の弁護士会の方へ戻ってくるルートがあればいいんだけど、基本的にそれはない。

**阿部：**いえ、あります。コンシェルジュ的な相談を、無料の初期相談として弁護士会の相談センターが担うということも考えられます。そうすると、扶助相当以外の方は私選で受任する、または弁護士会相談センターを紹介する、という流れまで、想定はしているところです。

**上田：**初期相談を弁護士会が全面的にやるとなれば、

「法律相談は有料」という弁護士会の法律相談の原則を維持するののかという問題が生じます。

## 7 まとめ

**司会：**上田副会長、最後にまとめの言葉をよろしくお願いします。

**上田：**今日の座談会でいろいろ問題点と課題が浮き彫りになったと思います。セーフティーネットとしての法律相談事業というものが弁護士会の法律相談のスタートだったとすれば、弁護士会の法律相談が減少傾向にあるということは、セーフティーネットが機能しているじゃないかという考え方もあるかもしれませんが、よくよく考えると本当の救済を求めている方に光が当たっていないんじゃないかということなことも、今日のお話の中で強く感じた次第です。

また、アクセス障害の原因がどこにあるのか。費用の問題なのかそれとも広報の問題なのか、いろいろな問題点がありそうな気がしてきました。これからの弁護士会の法律相談の在り方としては、単に私たちはこういうことをやっているということではなくて、市民がこういうことをしてもらいたいということを積極的にこちらが考えて、広報にも取り組んでいながら司法サービスを行き渡らせると。そういう意味では大変大きな課題が投げ掛けられたという感じがしております。

本日は貴重なご意見を、現委員長、新委員長、それから法テラスの阿部さん、本当にありがとうございました。これからもこういう機会をまた持てればと思っています。どうもありがとうございました。

(構成：臼井 一廣)



## 各法律相談事業の概観

### 家庭問題法律相談



03-5312-5850

新宿区にある「家庭法律相談センター」では、結婚・離婚、親子関係、相続・遺言等家庭問題に関する相談を扱っている。この種の相談は、希望があれば他のセンターの一般相談の枠でも実施しているが、弁護士会では原則として家庭相談センターを紹介している。

この相談所の相談の内容として、離婚が約35%、相続が21～22%で、慰謝料、養育費、親権、遺言の相談が各数パーセントの構成比となっている。相談時間は原則30分だが、相談者の希望により1時間相談も実施している。相談結果として、直受は数パーセントだが、25%程度は継続相談になっているので、継

続相談から受任になっているケースも相当数ある。

相談担当者は、法曹経験3年以上で、法律相談センター運営委員会が指定する研修を年に2回以上受けた者の中から選任される。現在、指定研修は弁護士研修センター運営委員会に委託しているので、弁護士研修センター運営委員会の研修のお知らせに注意をしていただきたい。家庭相談センターでは、家庭問題に経験豊かな弁護士が対応することを案内しているので、自己研鑽に励んでもらいたい。

また、家庭相談センターでは、DV相談も取り扱っている。DV案件等緊急性を要する対応をお願いする場合もある。また、土曜日の午後は税理士の無料相談も実施しているので、税務関係はそちらをご案内いただきたい。

法律相談センター運営委員会  
前委員長 角田 淳

### クレジット・サラ金相談



四谷 03-5214-5152 神田 03-5289-8850  
錦糸町 03-5625-7336 池袋 03-5979-2855  
北千住 03-5284-5055 渋谷 03-5766-8101

クレジット・サラ金問題法律相談は、四谷・神田・錦糸町・池袋・北千住・渋谷パブリックの各法律相談センターで行われている。

相談者が弁護士の事件受任を希望する場合には、相談担当弁護士は「事件を受任しない正当な理由がない限り」受任義務がある。弁護士費用につき「クレジット・サラ金事件報酬基準」に従って受任するときは、審査部会の審査は不要とされる。

債務整理事件に関しては、一部の弁護士に不適切な事件処理や報酬の請求を行う例が見られたため、日弁

連は「債務整理事件処理の規律を定める規程」を定め、2011年4月1日から施行された。

東京三会では、毎月1回、クレサラ研修会を開催し、また、相談担当者間の情報交換等を目的とするメーリングリストを運用するなどし、相談担当者の専門相談としての質の維持を図っている。

相談件数は、2002～2003年頃をピークに減少している。

2011年5月から、クレサラ相談のホームページをブログ化し、随時更新が可能になった。今後、相談センターの広報を、さらに充実させることは、市民のための「相談窓口の整備・強化」を担う弁護士会の責務でもあると考えられる。

法律相談センター運営委員会  
副委員長 三上 理

## 消費者相談



LC四谷 03-5367-5280 池袋 03-5979-2855  
北千住 03-5284-5055

### 1 担当形態

消費者相談は、新しい問題が多く、消費者契約法・特定商取引法・割賦販売法など特別法の知識を要するなど、身近なようで解決困難な事案が多いため、主担当と副担当の弁護士2名での相談体制となっている。

### 2 担当選任方法

相談担当者名簿は1年に一度一斉募集し、毎年改選する。相談担当者へは毎月の消費者相談事例検討会への参加を推奨し、翌年継続して担当となれるかは事例検討会への参加の頻度によることとして質を保つ。

また、2人体制には将来の消費者弁護士の育成の意味も期待され、新人のため年3回程度開かれる研修会への出席を重視し、副担当としての新規登録への門戸

を開く。

なお、主担当への昇格については消費者問題特別委員会などでの消費者被害解決への研鑽や会内外での消費者事件での活動などが考慮されている。

### 3 具体的な相談内容

消費者が相談者である特性から訴額が小さい事件も多い。他方で1人で1億を超える投資被害について相談をいただくことも珍しくはない。いずれにせよ、消費者センターなどから対応困難のため当相談へ回付されるものも多く、容易な解決が難しい相談が多数である。

### 4 最近の傾向

近時、相談件数は減少傾向にあるが、消費者被害はむしろ手口が多様化し、一般の法律相談では問題点の把握ができない相談も多い。今後はより埋もれている消費者被害の掘り起こしをする予定である。

消費者問題特別委員会  
委員 坂井 崇徳

## 公害・環境何でも110番



03-3581-5379

「公害・環境何でも110番」は、公害・環境問題に関する電話相談である。東京三会の持ち回りで、毎月第2・第4水曜日（祝日は除く）の午前10時から正午まで実施している。従って、祝日にあたる日がなければ、年間24回実施し、そのうち東弁は8回を担当することになる。電話相談は無料であり、電話相談の後に面接相談をする場合には、最初の1回は無料である。

相談担当者は各回3名であり、東弁の場合は、そのうち少なくとも2名は当委員会の委員を選任することになっている。当委員会委員でない担当希望者が定員を超えた場合には現在は抽選で選任しているが、研修

（後記）や事件処理の経験を考慮して選任するようにすることを検討中である。

相談の多い分野は、「騒音・低周波音」と「悪臭・化学物質過敏症」の2つのグループであり、例年、この2グループで相談の8割程度を占める。そこで、この2グループをテーマとして、東京三会の環境委員会委員を対象とする勉強会（判例研究会）を毎月1回開催している。公害・環境問題にはさまざまな分野があるので、一人の相談担当者がすべての分野に精通することは不可能であるが、相談の多い分野については、この勉強会を通して担当者の知識や能力の向上を図っていきたいと考えている。また、今年度より、年1回、相談担当希望者向け研修（ガイダンス）を行うことを計画している。

公害・環境特別委員会  
委員長 村頭 秀人

## 医療法律相談



LC四谷 03-5367-5280  
池袋 03-5979-2855

医療法律相談は、東京法律相談連絡協議会（東相協）医療PTにおいて毎週月・水・金曜日午後15時に弁護士会法律相談センター（LC四谷）で、東京弁護士会において毎週木曜日午後15時に池袋法律相談センターで、それぞれ実施している。

相談件数は、ここ数年は毎年約270件とほぼ横ばい状態であるが、一時期は毎年300件超であったため、10年単位で見ると減っている。

四谷相談は担当弁護士2名体制、池袋相談は1名体制である。

医療法律相談に対応する弁護士は、医療事故・医

療被害を、単に損害賠償請求の問題としてのみならず事故原因の探求や再発防止の視点をも有し、幅広い知識とネットワークを持つことが、求められる。

そのため、昨年度から相談担当者に対し、従来のように医療関係研修会への出席有無や調査受任・提訴経験数を尋ねるのに加え、①診療記録の分析、②協力医の確保、③医学文献探索の可否を含めたアンケートを実施している。

そして、同アンケートを活かし、1名体制の池袋相談担当者と四谷相談担当者のうち1名は、医療事件を専門的に扱っている弁護士が担当するように工夫している。

東京法律相談連絡協議会 医療問題PT  
委員 大森 夏織

## 労働相談



LC四谷 03-5367-5280 池袋 03-5979-2855  
神田 03-5289-8850 錦糸町 03-5625-7336

労働相談件数は2009年度までは1,200件前後でほぼ横ばい状態にあったが、今年度は相当の減少が見込まれている。他方、労働相談需要はどうかというと、厚生労働省東京労働局の相談件数と東京都労働情報センターの相談件数は、どちらも5万5,000件強で推移しており、労働相談需要と弁護士会労働相談件数との間には大きな乖離があるといえる。労働事件相談担当希望者が相談者枠を大幅に超過していることからすると、弁護士会労働相談は件数増加のため、抜本的な改善策が求められているといえる。

抜本的な改善策の一つとして、相談者の利便性を考慮した夜間相談の開設があるが、当会では神田法律相

談センターと錦糸町法律相談センターにおいて夜間相談を2010年10月から試行的に開始した。

次の改善策として、弁護士会労働相談の専門性を強化することをあげることができるが、会員の業務拡大機会付与の要請も無視できない。そこで、新規に労働事件を担当しようとする会員の専門性の育成強化をどのように図るべきかが課題となり、ベテランと新規事件担当希望者との2人による相談・共同受任も検討課題といえる。

さらに、法テラスが初回相談の無料化に向けた動きを開始している状況を前にとすると、弁護士会労働相談の無料化は避けて通れない検討課題といえる。

今、弁護士会労働相談は様々な抜本的改善策を講ずべき差し迫った状況にある。

東京法律相談連絡協議会 労働問題PT  
座長 十枝内 康仁

## 女性の権利問題法律相談



池袋 03-5979-2855  
北千住 03-5284-5055

女性の権利問題法律相談は、東京弁護士会法律相談センター内において、女性の権利問題に係る事案を取り扱う法律相談である。2009年4月より、毎週の金曜日午後池袋法律相談センターにて、土曜日午前北千住法律相談センターにて、面接相談を実施している。法律相談センター運営委員会が運営し、両性の平等に関する委員会が相談担当者を対象とする研修会を開くなどの協力を行っている。根拠規定として、女性の権利問題法律相談実施細則が2009年1月23日に制定されている。

女性の権利問題の範囲は、同細則が、包括的に定義しており、2009年度の実績をみても、女性の離婚、

ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、女性に対する暴力、養育費、ストーカー、職場の問題など幅広い相談が寄せられている。相談件数は、2009年度は、池袋が60件、北千住が37件であり、2010年度は、池袋が34件、北千住が18件である。相談者が相談を知るきっかけは、ホームページ、区市役所の紹介、知人の勧め、弁護士の紹介などである。

2008年より、担当者向けに、毎年3回の研修を行っている。これまでは、雇用での問題、DVや離婚等の問題についてそれぞれ1回と特別な問題についての特殊講義に1回を割り当ててきている。また、2009年と2010年は、夜は家庭に早く帰る必要のある弁護士が参加しやすいように、昼間の時間帯に研修を開催した。

両性の平等に関する委員会  
副委員長 本多 広高

## 子どもの人権110番



03-3503-0110

1 「子どもの人権110番」は、日弁連人権大会（秋田）において「学校生活と子どもの人権」という分科会が開かれ、「子どもの権利の救済窓口を設置する」という宣言がなされた1985年にスタートした。

2004年には平日夜間・土曜に電話相談を拡大し、2010年には土曜に面接相談を設けるなど相談しやすい窓口を目指している。

## 【実施時間帯】

電話：03-3503-0110（さあ子どもの味方110番）

電話相談 平日 13:30～16:30 17:00～20:00

土曜 13:00～16:00

面接相談 水曜 13:30～16:30（霞が関）

土曜 13:00～16:00（池袋）

\* 電話相談は無料、面接相談は1回まで無料

2 いじめ、体罰、退学など学校生活に関する相談、虐待、

親子不調和など子どもの福祉に関する相談、少年事件に関する相談など子どもに関する相談全般を取り扱う。

親族・知人、教育関係者、福祉関係者など子どもを見守る大人からの相談が多数を占めるが、子ども本人からの相談も全体の1、2割程度ある。

弁護士と子どもたちでつくるお芝居「もがれた翼」がきっかけとなり、2006年に全国で初めて子どもシェルター「カリヨン子どもの家」が生まれたが、「子どもの人権110番」は、その入居申込みの窓口となることが大きな特徴である。また、関東圏外からも多くの相談が寄せられている。

3 「子どもの人権110番」は、弁護士が様々な子どもの問題に取り組む原動力となってきた。また、子どもの問題に弁護士が真剣に取り組むことによって、悩みを抱えた相談者に、多少なりとも元気を与えてくれたと思われる。

今後も、弁護士が、子どもたちを支え、寄り添う社会資源の一つとして、どのような役割を果たしうるのが、考え続けたいと思う。

子どもの人権と少年法に関する特別委員会  
副委員長 澤田 稔



## サポート相談 (犯罪被害者支援センター)



03-3581-6666

犯罪被害者支援のためのサポート相談は、平成11年6月より実施されている。当初は、東京三会で別々の電話番号で行っていたが、平成19年4月より、電話番号を統一し、東弁と一弁が平日の午後1時から4時まで、二弁が平日の午前11時から午後1時に分担して電話相談を実施している。相談形態は、電話で無料相談を行い、その結果、面接相談が必要と判断した場合に、初回無料の面接相談を行う。特に性犯罪被害の相談については、積極的に面接相談を誘導している。面接相談の場所は、原則、弁護士会館であるが、隣接する三県で、かつ、片道1時間以内であれば、出張相談も行っている。

れば、出張相談も行っている。

相談の内容は、告訴・被害届、警察署・検察庁・裁判所への付添い、損害賠償請求、示談交渉、犯罪被害者等給付金の申請、マスコミ対応のほか、平成20年12月より実施されている被害者参加制度・損害賠償命令についても対応している。

相談担当者は、犯罪被害者支援委員会が実施する研修に参加することが要件となっている。

また、相談の内容や回答について、毎月、犯罪被害者支援委員会で検討を行い、犯罪被害者の相談に適切に応えられるように運営を図っている。

ちなみに、相談件数は、平成21年度は、電話相談519件、面接相談49件、平成22年度は、電話相談549件、面接相談67件である。

犯罪被害者支援委員会  
委員長 手塚 富士雄

## 外国人法律相談

LC四谷 03-5367-5280  
池袋 03-5979-2855

木曜日を除く月曜から金曜の午後に弁護士会法律相談センター（LC四谷）における法律相談を東京三会共同で（東弁は月・金担当）、当会単独で隔週火曜午後に当会池袋法律相談センターにおける法律相談を実施運営している。この外国人法律相談は、日本で生活し、また生活しようとしている外国人の方や、外国人と関わる日本人の方を対象とし、また通訳（LC四谷は英語・中国語、池袋は中国語）が常駐している点に特色がある。なお、これら法律相談に加えて、東京入国管理局（品川）及び東日本入国管理センター（牛久）への出張相談も行っている。

相談内容は、在留関係の他、労働、家族・相続、

刑事、一般民事等多岐にわたるが、全ての相談の前提知識として、相談担当者には、出入国管理及び難民認定法、国籍法、法の適用に関する通則法等の関連諸法令や入国管理局における運用実務に精通していることが求められる。

この点、外国人法律相談においては、①新規相談担当者については、経験者との2人担当制をとり、②事後的に全ての回答内容を当委員会の正副委員長が確認し、回答の補充が必要な場合には個別に相談者に連絡するなどのフォローアップ体制を整え、また③相談担当者には、年に2回程度開催する研修会や、実際の相談事例を報告し討議する場である合同検討会（毎月開催）への参加を求め、専門相談としての質の維持を図っている。

外国人の権利に関する委員会  
前委員長 大江 修子

## 民暴法律相談 (民事介入暴力被害者救済センター)



03-3581-3300

民暴法律相談については、平成20年度をピークとして、その後平成21年度、平成22年度は平成20年度のほぼ半数程度の事件数にとどまっており、減少傾向がみられる。

この減少傾向の原因については、他の相談機関に相談が移行しているというようなことではなく、暴力団等の資金獲得活動が多様化し、その密行性が高まったところに原因があるものと考えられる。

すなわち、暴力団等の資金獲得犯罪については、近時、恐喝などの伝統的な方法に加えて詐欺によるものが大幅に増加しており（「平成21年の組織犯罪の情勢（確定値版）」警察庁組織犯罪対策部企画分析課）、また一般の企業活動を装った資金獲得活動も増加している

ため、被害者が暴力団による被害であるということに気づかないことが多くなっているのではないかと推察される。

個々の民暴事件相談への対応の必要性・重要性は現在においても全く変わらないのではあるが、上記のような密行化した事案につき、どのように事件化・顕在化させていくかということが、暴力団の資金源を断つという当委員会の目的からも、今後の課題となるであろう。

また、近時東京都においてもいわゆる暴排条例が制定された（平成23年10月1日施行）こともあり、例えば同条例との関係で今まで取引のあった取引先との関係遮断を求められる場合の対応方法等、暴排の観点からの民暴事件相談が増加することが予想される。

なお、当委員会では、民暴事件につき「相談受理当番制度」を取り、毎日2名体制で相談を受け付けている。

民事介入暴力対策特別委員会

委員長 園部 洋士

## 公益通報相談



03-3581-2425

公益通報に関する法律相談は、

- ①「公益通報者保護法」に基づく通報（内部告発）をしようと考えている方
- ②既に通報した通報先の対応（違法行為の是正）に満足していない方
- ③通報をした結果、通報先等から不利益な処分を受けている方

などからの相談が主なものとなる。

公益通報者保護法は、通報者の保護要件を厳格に定めており、事案ごとに通報先（事業者、所轄行政機関、マスコミ等の第三者）を慎重に選択する必要がある。

るが、同法の要件をみたさない通報がただちに違法なものとなるものでもなく、多数の裁判例が通報者の保護要件の解釈を積み上げてきている。また、通報事実を立証するための証拠の収集に関する裁判例も多数あり、一般の民事訴訟における違法収集証拠の取り扱いとは、若干異なっている。

通報事実は多岐にわたり、馴染みのない業法や行政法規がテーマとなることも多いため、個々のアドバイスや通報支援には困難が伴うことが多いが、公益通報相談は、通報者の公益活動のサポーターとして重要な役割を担っており、期待されることは大きい。

公益通報者保護特別委員会

委員長 光前 幸一

## 生活保護相談



神田 03-5289-8850 池袋 03-5979-2855  
北千住 03-5284-5055

長引く不況の中、最後のセーフティーネットである生活保護の役割が求められている。しかし、生活保護行政の現場では、正当な理由なく生活保護の申請を受け付けない「水際作戦」や受給中の人に対しても担当者の無知や誤解に基づいた誤った指導が行われている。

東京弁護士会では、そのような生活保護にかかわる専門相談を行っている。相談の需要は多く、今年4月からは池袋と北千住に加え、神田の法律相談センターでも行われることになった。

2010年度の相談件数は、420件であり1日あたり約3件である。相談者の年代は40代が一番多い。また、生活保護の申請の援助に至ったものが30件、不服審

査請求を行ったものが6件であった。相談担当者用のメーリングリストもあり、詳しい弁護士に意見を求めることもできるようにしている。

相談内容としては、「DVで家を出て生活をしたいが、家を売ってからでないと生活保護の受給はできないと言われた」などという水際作戦に遭っている相談や「所持金が2000円しかない」「社宅を今月中に出ないといけない」などという緊急性の高いものもある。

また、受給中の人からも「施設を出たいが、アパートへの転居を認めてくれない」「亡くなった父の土地を売れと言われている」など誤った指導を受けているという相談も多数寄せられている。

違法な対応がみられる生活保護行政に対して、弁護士による適切なアドバイスの場としての役割は重要なものとなっている。

人権擁護委員会 格差問題部会  
部会長 林 治

## オアシス (高齢者・障害者総合支援センター)



03-3581-9110

### 1 オアシスの沿革

オアシス（高齢者・障害者総合支援センター）は、1999年10月22日、設立された。

オアシスが設立されたのは、「措置から契約へ」と福祉制度が転換し、成年後見関係法制が整備されたことに伴い、高齢者・障がい者に対する法的支援がより一層求められるようになったことに応えるためである。

### 2 オアシスにおける法律相談事業の概要

オアシスでは、電話相談と面接相談（来所・出張）を行っている。

電話相談は、三会合同で「高齢者・障がい者のための電話相談」という名称で行っている。受付時間は、毎週火曜日は午前10時から正午及び午後1時から午後4時まで、水曜日から金曜日までは午後1時から午後4時までである。

面接相談は、電話相談で事案の概要を聞き取った上で、来所もしくは出張による相談を実施している（来所相談は毎週火曜日に実施）。

面接相談の相談料は原則として有料であるが、福祉関係者等の第三者が職務として相談をする場合の初回は、無料である。

オアシスには、成年後見、財産管理、遺言相続、高齢者虐待、退院請求等様々な問題についての相談が寄せられている。相談者の属性も、高齢者・障がい者本人、家族、福祉関係者等多様である。

### 3 今後の展望

オアシスが取り扱う電話相談の件数は年々増加しており、2009年度以降は1000件を突破している。今後も、社会の高齢化等により、高齢者・障がい者の権利擁護・法的支援に対する社会的要請はより高まることが予想される。

そのような中で、オアシスがより身近な相談窓口として機能するように取り組んでいきたい。

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会  
副委員長 井村 華子

## 住宅専門家相談



03-3581-9040

当会は、(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター(国土交通省の所管法人)との間で2010年3月に専門家相談業務の実施に関する覚書を交わし、同年4月1日より実施要領に従い専門家相談業務を開始した。そして、2010年度中に住宅専門家相談に関する規則を制定した。相談は(a)評価住宅、(b)保険付き住宅、(c)住宅リフォームに関する建築上のトラブルである。

相談担当者は弁護士と建築士のペアで、上記(c)を除き紛争処理委員が行う。上記支援センターは事前に相談者から電話相談を受け、その内容を相談カードに記載する。相談の配分は、東弁、一弁、二弁が2:1:1の割合となっている。

相談は3時間で2件を予定しており、担当者は予め東弁事務局から相談カードを受領し、相談者から事前に資料をもらい、問題点を検討して相談に臨む。そして相談終了後に相談結果報告書を作成して提出する。

2010年度は、東京三会が共同で、LC四谷において、週6枠の相談を実施した。年間の相談件数は上記(a)は44件、(b)は75件、(c)は176件、合計295件であった。東弁はその約半数であった。

今後も相談件数の増加が見込まれるので、2011年4月からは相談枠を週12枠に拡大し、場所も家庭法律相談センター(新宿)に移行して実施している。

相談者の相談は無料である。上記専門家相談の相談担当者への支払は上記支援センターを通じて行われており、平均1人当たり約3万円である。

住宅紛争審査会運営委員会  
前委員長 松澤 宣泰

\*なお、法律相談事業全般については、東京弁護士会のホームページ(<http://www.toben.or.jp/>)をご覧くださいませよう  
お願いいたします。